

(6) 事務処理の標準化

(到達目標)

- 全国のどの社会保険事務所等を利用した場合にも、全国共通の事務処理によるサービスが提供されるよう標準化を図る。



(取組)

- 全国統一の業務マニュアルの運用を開始し、職員研修等により徹底するとともに、その精緻化・改良を図る一方、全職員が随時、検索や閲覧ができる情報システム化を進める(平成18年10月～)。
- オンラインシステムへの入力行為について、全国統一的な処理マニュアルを作成する(平成18年度～)。
- 全国統一的な事務処理を原則とし、各種広報(パンフレット、チラシ等)を含め、現場において、実情に応じた異なる取扱いが必要な場合には、本庁に協議する方式を徹底する(平成18年7月～)。
- 本人確認の方法や在り方を検討した上で、インターネットや電話による申請の受付など、被保険者の利便性を考慮した新しい事務処理方式による申請について検討する(平成18年度中～)。
- 社会保険庁LANの活用等により、第一線の職員が蓄積してきた優れた業務ノウハウ等を把握するとともに、データベース化し、共有化を図る(平成18年度～)。
- 各種届書について、取扱件数の多いものから優先的に様式及び添付書類の統一化を図る(平成18年度～)。
- 恒常的に業務品質の向上を図るための本庁の体制を整備(平成18年度～)。
- 社会保険事務局・事務所ごとに定められている事務処理規程を廃止し、全国統一的な事務処理規程を策定・実施する(平成19年度～)。

(7) 社会保険事務所の配置等の見直し

(到達目標)

- ▶ お客様の利便性の向上と効果的な業務の展開を図るため、社会保険事務所の配置等の見直しを行う。



(取組)

- 既設の社会保険事務所から遠距離にある人口増加地域に、当該事務所の分室を設置。
(平成 17 年 7 月：呉社会保険事務所東広島分室、平成 17 年 10 月：千葉社会保険事務所茂原分室)
- 年金相談業務の急増、人員格差等の特有の問題が生じている首都圏において、これらの解消を図るため、首都圏（東京・埼玉・千葉・神奈川）の社会保険事務局長を責任者とする「首都圏緊急対応プロジェクト」を設置（平成 17 年 5 月～）。
- 業務量の地域間格差を是正し、社会保険事務局や社会保険事務所における人員配置が業務量に応じた適切なものとなるよう、段階的な配置見直しを実施（平成 17 年度～19 年度）。
- 首都圏においては、国民年金被保険者の 3 分の 1 を抱えている状況を踏まえ、照会電話への効率的かつ迅速な対応等を図るため、都県単位で国民年金照会専用電話を設置（平成 17 年 10 月～）。
- 首都圏においては、社会保険事務所等の配置のアンバランスを是正するための緊急の措置として、管轄人口等を踏まえ、全国的な見直しに先行し、東京 23 区のうち 1 区に 2 カ所配置されている事務所を廃止・統合（平成 18 年度～）するとともに、新たに越谷市、市川市、青梅市に社会保険事務所を設置（平成 19 年度～）。
- 年金新組織発足後に、社会保険事務所の配置の更なる見直しを検討・実施。

(8) 全国健康保険協会の設立を見据えた保険者機能の強化

(到達目標)

- 全国健康保険協会の設立を見据え、保険者機能の強化を図り、地域の状況や利用者の声を反映した効果的な保健事業や情報提供の充実など被保険者サービスの向上を図るとともに、新たな事務処理体制の基盤を構築する。

(取組)

- 被保険者に対する保健事業に関するアンケート調査を実施（平成 17 年 3 月）。
- 医療費通知の際にレセプト開示の手続等のお知らせを実施（平成 17 年 6 月～）。
- 政府管掌健康保険におけるレセプト点検の効果的な改善手法の検討（平成 17 年度～）。
- 被保険者のニーズを踏まえ、生活習慣病予防対策を中心に、健診の受診者の拡大をはじめ、保健事業の充実を図る（平成 17 年度～）。
- 年 1 回、被保険者一人ひとりに対して、各種事業の内容についてわかりやすく記載した情報提供を実施（平成 17 年 10 月～）。
- 医療費分析・他の保険者と共同した保健事業等を行うなど、地域の実情に応じた効果的な取組を推進（平成 17 年度～）。
- 医療の IT 化に対応し、審査・支払機関からの電子データによるレセプトデータの受け取り等、健保システムの充実強化について検討。

【実施スケジュール】

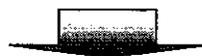
平成 17 年度～	システムの充実方策について検討
平成 18 年 8 月～	審査支払機関から提供されるレセプトの画像の受入れ開始
平成 20 年度～	段階的にレセプトのオンライン請求を義務化

- 被保険者等に対する医療費通知及び高額査定通知の適正な実施。
- 高額療養費申請の案内通知について、支給見込額をあらかじめお示しするターンアラウンド方式の導入（平成 19 年度～）。
- 入院時の一部負担金の支払いが高額療養費の自己負担限度額を上回る方については、限度額適用認定書を医療機関等に提示することにより、窓口での支払いを自己負担限度額までとする高額療養費の現物給付化の円滑な実施（平成 19 年度～）。
- 平成 20 年 4 月からの「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行による 40 歳以上の被保険者等に対する特定健診・特定保健指導が義務づけられるため、特定健康診査等実施計画の策定や事業の普及に向けた当該実施体制の整備及び市町村等関係団体との調整を実施し、施行に向けた準備を進める（平成 19 年度～）。

(9) 企業における社会保険事務の支援

(到達目標)

➤ 企業において効率的に社会保険事務が実施されるための対応を推進する。



(取組)

- 健保・厚年の適用事業所において、社会保険事務に関し、相当期間の経験を有する者を社会保険委員に委嘱し、当該事業所の事業主及び被保険者等に対する指導及び相談業務を依頼。
- 労務・人事管理等を本社で一括している場合には、本社一括適用を認めている。
- 本社で人事等を管理している職員については、当該職員が地方の支店等に異動した場合でも、引き続き、本社において社会保険の適用手続を行えることについて改めて明確化し、周知を行う（平成17年度～）。
- 被保険者等からの相談内容が複雑化・多様化していることを受け、社会保険委員に対して、リアルタイムでニーズに沿った情報を提供するとともに、双方向の情報交換（モニター調査等）が行えるよう、インターネットを活用した情報提供・交換体制を整備（平成18年度～）。

2. 保険料収納率等の向上

(1) 創意工夫を凝らした年金広報・教育の実施

(到達目標)

- ▶ 創意工夫を凝らした年金広報・教育を推進し、国民の皆様の年金制度への理解を深める。



(取組)

- 新聞、雑誌等のメディアや市区町村等が発行する機関誌への広告掲載による広報とともに、チラシ等を作成し、通知書類に同封、戸別配布することによる広報を実施。
- 将来の年金制度を担う中学生・高校生に対する年金教育として年金セミナーを実施。
- 年金サービスに従事する全ての職員が、年金制度の意義・役割等を十分に伝えることができるよう、職員教育を徹底する（平成17年度～）。
- 全国の地方社会保険事務局の主権により、地域に根差した公開講座（年金セミナー等）を定期的を開催し、年金制度等の意義や役割、保険料納付の重要性や給付面でのメリット等について周知啓発を実施（平成17年度～）。
- 中学生及び高校生を対象とした年金セミナーを順次拡大するとともに、大学生の公的年金制度への参加意識を醸成するため、年金制度に精通した大学教授等を講師として選任し、大学生を対象とした年金セミナーを開催する（平成17年度～）。
- 文部科学省と連携し、学生に対する年金制度、学生納付特例手続の周知・広報等について、大学等に対し、必要な協力を依頼（平成18年度～）。
- 国民年金のメリット、安心感などの訴求ポイントを分かりやすく解説した「総合パンフレット」や、国民の皆様の多様な関心事項に的確に回答することができる「目的別チラシ」を作成し、全国展開を図る（平成17年11月～）。
- 社会保険庁ホームページにおいて、年金制度を解説したネット番組の配信と、子供向けのキッズページを作成し、わかりやすい広報を展開する（平成18年度～）。
- 年金受給者向けの「年金受給者のしおり」と同様、年金制度の仕組みや必要な届出等について解説した「ねんきん被保険者のしおり」を作成し、年金手帳の発送時に同封するなどして被保険者へ配布する（平成19年度～）。

(2) 年金受給権等の確保のための取組の推進

(到達目標)

- 年金の受給権を確保するとともに、年金の低額化を防止する。



(取組)

- ハローワークとの連携による失業者への種別変更の手續や免除制度の周知徹底（平成 16 年 10 月～）。
- 厚生年金脱退後、国民年金への加入の届出がない者についての職権適用（平成 17 年 8 月～）。
- 国民年金の資格喪失後、厚生年金への加入の届出がない者に対する通知（平成 18 年 4 月～）。
- 受給資格期間を満たしていない者又は満額の受給要件を満たしていない方に対して、「58 歳到達時の年金加入記録のお知らせ」及び「ねんきん定期便」を活用した任意加入制度の周知を行うことにより、受給権の確保を図るとともに受給年金額の増加を勧奨することを検討（平成 17 年度～）。
- 追納勧奨の対象者について、学生納付特例、若年者納付猶予の適用を受けた方を新たに対象者とする（平成 17 年 8 月～）。
- 追納期限の直前となる保険料免除期間から 9 年目の追納勧奨状の送付に加え、追納加算額の上乗せが始まる前の保険料免除期間から 2 年目の方で、2 号被保険者又は 3 号被保険者に移行した方を対象に新たに実施（平成 17 年 8 月～）。追納勧奨状の様式について、より分かりやすい記載事項に見直しを図るとともに、追納勧奨の回数や時期について、追納状況の変化を見極めた上で、より効果的・効率的なものとなるよう検討。
- 任意加入被保険者（60 歳以上 65 歳未満等）について、口座振替による保険料納付を原則とすることにより、納め忘れの防止を図る（平成 20 年 4 月～）。

(3)未納者属性に応じた効果的・効率的な取組

(到達目標)

- ▶ 所得情報を活用し、未納月数と所得からなる未納者属性の区分けを行い、その未納者属性区分に応じた取組を行動計画として具体化して実施する。



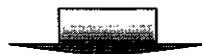
(取組)

- 国民年金保険料の収納対策について、社会保険事務所ごとに、年度別の行動計画を策定（平成16年10月～）し、毎年度、行動計画の達成状況の検証を行うとともに、次年度の行動計画を策定（平成17年度～）。
- 所得情報を活用し、未納月数と所得により未納者属性の区分を行い、未納者属性毎に最も効果的な対策を検討し実施。
実施結果の分析評価を踏まえて随時行動計画の見直しを行い、さらに効果的・効率的な取組を実施。
 - ①免除等の対象者層に対する免除勧奨の拡大
 - ②一定額以上の所得層に対する強制徴収の拡大
 - ③中間層に対する督促事蹟に基づく納付督促の徹底
- 未納者の具体的状況やさらに詳細な属性（所得、未納期間、住所の有無、納付意向（拒否の有無）など）を明らかにし、保険料徴収に取り組む対象範囲を明確にした上で、その属性に応じて実現すべき納付者数、免除者数等の目安を設定することについて検討（平成19年度～）。
- 未加入者数の推移など納付率の算定の前提に影響を与える諸条件についてこれまでの状況を整理し、これらの条件を織り込んだ納付率を明らかにした上で、目指すべき目標の在り方を検討（平成19年度～）。
- 一方、健保・厚年の滞納事業所に対する徴収対策についても、社会保険事務局毎に具体的な取組計画を策定するとともに、中長期的な目標設定やその達成に向けた計画を策定し、確実な取組みを推進（平成19年度～）。

(4) 強制徴収の拡大及び徴収体制の強化

(到達目標)

- 強制徴収対象者の60万人への拡大及び徴収体制の抜本的な強化を図る。



(取組)

- 市町村から提供される所得情報をもとに、十分な負担能力がありながら納付義務を果たさないと認められる未納者を選定し、強制徴収を実施する一方、免除対象と認められる未納者に対しては、免除制度の周知を実施（平成16年10月～）。
- 国民年金推進員について全国一律の給与体系を改め、活動実績評価に基づく成果主義的な給与体系を導入（平成17年10月～）。
- 市町村からの所得情報を電子媒体により提供を受ける体制を整備するとともに、強制徴収のための要員の増強を図り、強制徴収の規模を段階的に拡充する。

【実施スケジュール】

- | | |
|---------|----------------------------------|
| 平成17年度～ | 所得情報の電子媒体での取得
強制徴収の対象を17万件に拡大 |
| 平成18年度～ | 強制徴収の対象を35万件に拡大 |
| 平成19年度～ | 強制徴収の対象を60万件に拡大 |

(5) 保険料を納めやすい環境整備の推進

(到達目標)

- 保険料を納めやすい環境づくりを推進し、収納率の向上を図る。
 - 口座振替率(平成17年度末:40.2%)をできるだけ早期にクレジットカード払いを含め、50%に向上させる。



(取組)

- 若年層のニーズ等を踏まえ、コンビニ(平成16年2月～)、インターネット及び携帯電話等(平成16年4月～)を活用した保険料納付を可能とした。
- 若年者納付猶予制度の導入(平成17年4月～)。
- 口座振替割引制度の拡充(平成17年4月～)。
- 多段階免除制度の導入(平成18年7月～)。
- クレジットカードによる国民年金保険料の納付を導入(平成19年度中～)。
- 年度途中において、口座振替による前納の申し出があった方については、年度途中から翌3月までの前納を可能とすることを検討。

【実施スケジュール】	平成19年度	システム開発等
	平成20年度	実施
- 口座振替により国民年金保険料を納付していた方が、第2号被保険者または第3号被保険者へ種別変更となり、再び第1号被保険者となった際に、ターンアラウンド方式により申請書付き口座振替勸奨状を自動発行して手続きを簡素化することについて、システム開発に係る費用対効果等を踏まえ、社会保険オンラインシステムの最適化を前提として検討(平成19年度～)。
- 翌年度保険料額の確定時期に、前納の有利さのPRなど、口座振替の利用勸奨を徹底(平成18年2月～)。